

用いられていました。本来はそれらのほうが元になっています。

牧角・王燾は『外台秘要方』で針を打つことを嫌っていますが、唐代に『外台秘要方』が出た頃、すでにそのような傾向があつたのですね。

これまで理解できなかつた条文がわかるようになつた

牧角・三陰三陽篇だけでなく、可不可篇も読むようになると、いろいろな情報が得られます。例えば、可不可篇だけ一条文二処方が載っている条文があります。『宋板傷寒論』可不可篇¹⁸⁴184条には、大柴胡湯・大承氣湯の両方が書かれているのに、『宋板傷寒論』三陰三陽篇では²⁵⁵255条を見ると大柴胡湯のほうは削除されています。三陰三陽篇だけではちょっと困りますよ、という例ですね。

宋²⁵⁵（陽明77） 腹滿不減。減不足言。當 下之。宜 大承氣湯。三十九「用前第二方」

宋¹⁸⁴（可下15） 腹滿不減。減不足言。當 下之。宜大柴胡。大承氣湯。十三「用前第一第二方」

牧角・また、可不可篇を読むと、三陰三陽篇に足りない病態概念が出てくることもあります。例えば、『宋板傷寒論』²⁵⁷257条を読んだだけでは、条文前半の「可下之」に対する処方は不明です。ですが『宋板傷寒論』可不可篇¹⁹⁰190条を参照すると、元は「大柴胡湯を用いて下し、さらに脈数不解の場合には抵当湯に切り替える」という条文であったことが判明します。

合熱則消穀喜飢。至六七日不大便者。有瘀血。宜抵當湯。四十一「用前第二十四方」
宋可 190（可下21） 病人無表裏 証。發熱七八日。雖脈浮數者可下之。宜大柴胡湯。十九「用前第一方」

牧角…ほかにも、『宋板傷寒論』の276条「太陰病、脈浮なる者は發汗すべし、桂枝湯に宜し」というのはなんとなくわかるようでわからない意味不明な条文です。ところが『太平聖恵方』巻八80条を参考にしますと、「太陰病腹満し食を吐す」とまさに消化器系の病態をみとめるときには、下法を用いたが解せず、むしろ悪化して「腹痛、心胸堅滿」を来たした状態に対する治療法の鑑別法を、脈の浮沈によって示した条文です。つまり、「太陰病で浮脈であればすぐに桂枝湯で發汗する」と述べているのではなくて、陰病に対して『素問』流の吐かせたり下したりといった治療を行い、その後で治癒せずに困った状態になつたときに、「脈を診て場合によつては發汗してもよい」と述べている条文だと考えられます。

宋 276 太陰病。脈浮者。可發 汗
聖 8 — 80 傷寒四日太陰 受病。腹滿 吐食。 下之益甚。時時腹痛。 心胸 堅滿
若脈浮者。可發其汗。沈者宜攻其裏也。發汗者宜桂枝湯。攻裏者宜承氣湯

牧角…脈沈であれば、『太平聖恵方』には改めて承氣湯で下すという、強烈な攻下法が示されています。重症の感染性腸炎の場合のように、「止めてはいけない下痢」もあるのだろうと考えられます。『太平聖恵方』では、桂枝湯と承氣湯両方を使う条文になつてゐるのです。ところが、太陰病であまり攻める治療を行いたくない『宋板傷寒論』一派は、桂枝湯で發汗だけを行つてゐるのです。ちょっと面白いでしよう。